

一般社団法人 畑地農業振興会 自主研究事業規程

平成11年 3月25日制定

平成19年 4月 1日改正

(目的)

第1条 本法人の設立目的を遂行するため、自主研究業務を実施する。自主研究の実施に当たってはこの規程によるものとする。

(自主研究の経費)

第2条 自主研究に必要な経費は基本金から得られる果実及び自主研究への寄付金を限度とする。

ただし、毎会計年度50万円を限度とし、総会の議決を得て行う自主研究基本金の取崩しの額を上記の額に加えることができる。

(基本金の積立て)

第3条 基本金は毎会計年度において剰余金から本会の運営に支障のない範囲で総会の議決を経て積み立てるものとする。また、基本金は総会の議決を得なければ取崩すことはできない。

(基本金の運用)

第4条 基本金は元本保証のある有価証券等をもって運用することを原則とする。

(自主研究成果の活用)

第5条 自主研究によって得られた成果は機関紙又は出版によって公表する。

(研究課題の選定、経費の決定)

第6条 自主研究の課題は機関紙によって公募し、理事会において課題の選定、委託先、経費の額を決定するものとする。

以上